

令和4年度「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」広報業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和4年度「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」広報業務

2 委託業務の趣旨・目的

令和7年(2025年)に開催予定の『わたSHIGA輝く国スポ・障スポ』(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会。以下「両大会」という。)について、統一感があり訴求力のある広報物品を作成するとともに、両大会の開催が正式に決定したことを記念するイベントを開催することで、多くの県民(※)に周知し、大会を迎えるための機運醸成につなげることを目的とする。

※主なターゲットは、両大会の認知度が低い傾向にある若年層とする。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和5年2月15日(水)まで

4 委託業務

(1) 両大会の認知度向上に向けた広報物品の作成

ア ポスター、リーフレットの作成

イ カレンダーの作成

(2) 開催決定イベントの企画、実施

(3) 各種広報媒体における発信

5 委託業務の内容

〔共通事項〕

- 両大会イメージソング「シャイン!!」を効果的に使用すること。
- 両大会愛称・スローガン、マスコットキャラクターを効果的に使用すること。
- 両大会愛称・スローガンの趣旨を各種業務に反映させること。

【愛称】わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

＜趣旨＞選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

【スローガン】湖国の感動 未来へつなぐ

＜趣旨＞「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めています。

- 各業務に当たっては、ユニバーサルデザインの観点から、障害のある方への配慮を欠かさないこと。
- 各業務における広報物作成の際は、認知度向上に繋がる訴求力のある統一したデザインを使用すること。
- 両大会の開催が県民にとって身近なものとなるよう、広報等を工夫すること。

(1) 両大会の認知度向上に向けた広報物品の作成

ア ポスター、リーフレットの作成

ポスターおよびリーフレットの枚数等

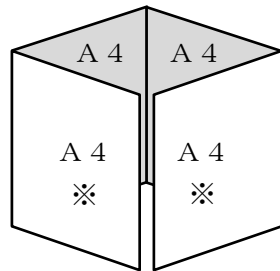
【ポスター】

A1 片面カラー、2,000枚、マットコート紙 110kg

A2 片面カラー、1,000枚、マットコート紙 110kg

【リーフレット】

両面カラー、10,000枚、マットコート紙 110kg、サイズ A4（折り畳んだ際）
観音折り



※中に折り込むページは、A4 横幅
(210mm) よりも数ミリ程度短くな
っても問題ありません。

[掲載を必須とする内容]

- ・両大会の概要
- ・大会愛称・スローガンの紹介
- ・会場地マップ

参考：広報誌創刊号 2 ページ

参考：広報誌創刊号 2 ページ



広報誌創刊号（両大会HP内）

○デザイン・納期等

- ・ポスターのデザインは、県内ゆかりのスポーツ選手を活用し、躍動感のあるもの
にすること。また、両大会の愛称・スローガンを踏まえ、県民に訴えかけるよう
なデザインにすること。（なお、県内ゆかりのスポーツ選手は、企画提案書内で 3
名程度提案することとし、作成時には委託者と受託者で協議の上、決定するこ
と。スポーツ選手の出演料も委託料に含むこと。）
- ・ポスターの基本デザインについては、8月上旬までに作成し、委託者に提出する
こと。
- ・委託者が受託者に会期の連絡をしてから概ね 1 か月以内に納品すること。
また、納品にあたっては、100 部ごとに仕分けすること。
- ・ポスターおよびリーフレットのデザインデータ（AI）もあわせて納品するこ
と。

イ カレンダーの作成

現在、令和 5 年度版カレンダーに掲載するイラストを県内
小中高等学校に通学する児童・生徒を対象に募集している。

（令和 4 年 9 月 30 日〆切）

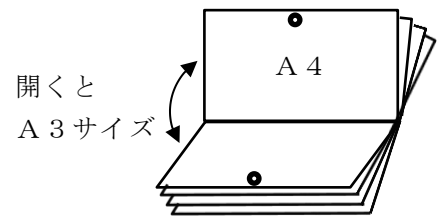
イラストコンクールの応募数確保に向けた企画・広報を行うとともに、委託者におい
て実施する審査により選ばれた作品を掲載したカレンダーを制作すること。（令和 4 年
12 月 20 日（火）までに委託者から受託者に選定した作品のデータの提供を行う。）

なお、カレンダーの規格等は次のとおりとする。



イラスト募集の詳細（両大会HP内）

- 冊数、ページ数、紙質等
 - ・5,000冊、28ページ、マットコート紙110kg
- その他仕様
 - ・穴あけ1穴
 - ・中とじによる冊子製本



<カレンダーのイメージ図>

- 校正
 - ・3回
 - ・カレンダーの年月日、土日祝祭日の校正は受託者における責任校正とすること。
- 納期等
 - 令和5年2月15日（水）
 - 50部ごとに仕分けして納品すること。

(2) 開催決定イベントの企画、実施

ア 湖南地域会場

〔日時〕 令和4年9月11日（日） 午前11時～午後3時頃

〔場所〕 イオンモール草津

1階セントラルコート、1階レストランコート、両コート間通路



〔イベントの企画および運営〕

- ① 委託業務の趣旨・目的に合致する内容とすること。
- ② 実施に向けた連絡調整のための会議または打ち合わせを委託者と定期的に行うこと。
- ③ 受託者においてイベントの運営を行うこととし、イベント全体の演出、催しを実施するための経費、会場借上げ等に係る経費は委託料に含むこと。ただし、イオン株式会社と滋賀県との包括連携協定を活用し、借用するスペースについては不要である。
- ④ 実施に必要な資材、備品等の手配および搬入、会場での設営および撤去を行うこと。
- ⑤ イベント当日の運営、安全管理に必要な人員を受託者において配置すること。
- ⑥ 大会イメージソングを必ず活用すること。また、イメージソング制作者で歌唱者である yokko 氏本人による歌唱の場面を設けること。

- ⑦ 県内高等学校書道部による書道パフォーマンスを取り入れること。(出演者は、委託者が選定することとする。)
- ⑧ 次の3種類の動画を作成し、デジタルサイネージ等でイベント中に放映すること。また、映像の制作にあたっては、テロップを入れるなど、障害のある方に配慮したものとする。また、イベント終了後も委託者において各種広報に使用することを予定しているため、長く使用できる内容とすること。
 - ※MP4およびMP4の形式で令和4年9月30日までに納品すること。
 - ・主催者(滋賀県知事)からのメッセージ(撮影時期等は委託者において調整する。)
 - 30秒程度
 - ・両大会概要説明(国スポ・障スポの説明、愛称・スローガンロゴの説明等)
 - 2~3分程度
 - ・滋賀ゆかりのスポーツ選手からのメッセージ 3名程度(契約後、委託者が選定する。)
 - 各選手30秒~1分程度
- ⑨ 多くの人を楽しめるよう趣向をこらした競技体験ブースを5つ以上設けること。
 - 例) パラスポーツ、eスポーツ、サイバーボッチャ等
 - なお、委託者が保有する道具類(ストラックアウト、パターゴルフ、ボッチャ、フライングディスク、ローイングエルゴメーター)は受託者に無償貸与が可能である。
- ⑩ イベントの開催を広く周知するための広報を行うこととし、必要な広報物(ポスター、チラシ等)を作成すること。
- ⑪ 会場設営におけるバリアフリーやイベントの要所ごとに情報保障(例、スライドでの表示、手話通訳等)を行うなど、障害のある方に配慮した会場設営、案内表示、イベント運営等を行うこと。
- ⑫ ⑥、⑦、⑧において出演者に謝礼等が必要な場合は受託者が支払うこと。なお、謝礼等は総額で30万円程度を見込んでいるが、契約後に委託者と受託者で協議のうえ進めること。

イ 湖東、湖北地域会場

湖東、湖北地域(彦根市、長浜市、米原市のいずれか)においても開催決定イベントを行うこと。(会場借上げ等に係る費用は、受託者負担とする。(県と包括的連携協定を締結している企業等が運営する会場を利用する場合は、不要となる場合がある。))

イベントの内容については、会場の規模等に応じて企画すること。

(3) 各種広報媒体における発信

委託期間を通じて、広報媒体(新聞、ラジオ、ソーシャルメディア、交通広告、屋外広告等)を組み合わせ、両大会の開催が県民にとって身近なものとなるよう訴求力のある効果的な情報発信を行うこと。

使用する広報媒体および広報の方法(頻度、時間、内容等)は企画提案書内で提案すること。

5 各種納品物の納入場所

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会事務局
(大津市松本一丁目 2 - 1 滋賀県大津合同庁舎 5 階 滋賀県文化スポーツ部国スポ・障ス
ポ大会局内)

6 業務の遂行について

委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき委託者と受託者で協議の上、決定する。業務の遂行にあたり、連絡調整者を 1 名以上配置すること。その他、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを委託者に提出すること。

7 留意事項

(1) 機密保護・個人情報保護

- ・ 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- ・ 本業務の遂行のために委託者が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・ 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
- ・ 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・ 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- ・ 成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む)を委託者の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。

※この項については、契約期間の終了後または解除後も同様とする。

(2) 法令等の遵守

事業者は、本業務の遂行に当たっては次の法令等を遵守しなければならない。

- ・ 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- ・ 滋賀県個人情報保護条例(平成 7 年 3 月 17 日滋賀県条例第 8 号)

(3) 環境への配慮

印刷物には、環境に配慮した用紙やインクを使用し、その旨を明示すること。

8 その他

- ・ 「大会マスコットキャラクター」および「大会の愛称・スローガンロゴ」のデザインの電子データについては、必要に応じて委託者から無償で提供する。
- ・ 本業務を行うにあたり必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- ・ 本業務の実施によって得られた動画や写真は、業務終了後も滋賀県ホームページ等において使用することがあるため、その旨出演者等に事前に承諾を得ること。
- ・ 成果物に関する著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者および委託者が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- ・ 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、可能な限り、滋賀県内に本店を有する者を検討したうえ、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、承諾を得なければならない

い。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。

- ・受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。
- ・当該業務で物品を使用する場合は、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用すること。
- ・その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上定めることとする。